

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	佐賀県種畜検査条例	法令番号	昭和34年条例33号				
手続名	証明書の効力の停止又は取消し	根拠条項	第8条				
処分基準	<p>証明書の有効期間内であっても、疾病その他の事由により種畜として不適当と認めるときは、知事はその効力を停止し又は取り消すことができる。</p> <p>なお、証明書の有効期間は、検査に合格した日から次の定期検査までとする。</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受験資格 <ol style="list-style-type: none"> 1 ランドレース種及びその他知事が適当と認めたもの 2 生後八月以上を経過したもの 3 血統及び産地が明確のもの ・合格基準 <ol style="list-style-type: none"> 1 品種固有の特徴を具備し、資質優秀で発育良好なもの 2 伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しないもの 3 一般社団法人日本養豚協会の審査標準に基づき検査したその得点が七十八点以上のもの 						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	畜産課	交付機関	畜産課	目次	